

令和4年度国民健康保険料改定について

令和4年度より国民健康保険料が一部改定となりました。組合ではみなさまからお預かりした保険料の一部(後期高齢者支援金分・介護納付金分)を国に納めておりますが、支援金・納付金の増額につき負担額を見直すこととなりました。将来的な支援金・納付金の不足を見据えた金額改定となりますので、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

保険料改定の内訳について



令和4年4月分保険料より、1ヶ月1名あたりの国民健康保険料が改定されます。

※令和4年4月分の保険料は5月2日の振替となります。

区分	改定前	改定後
基礎賦課分 (全ての被保険者)	税理士 26,000円 職員 15,000円 家族 8,000円	改定無し
後期高齢者支援金分 (6~74歳の被保険者)	3,200円	5,200円
介護納付金分 (40~64歳の被保険者)	4,200円	6,200円
後期高齢者事業分 (75歳以上の組合員)	3,000円	改定無し

国民健康保険料の改定に伴い、1ヶ月1世帯(組合員ごと)の世帯賦課限度額も改定されます。

	改定前	改定後
世帯賦課限度額	66,000円	73,000円

保険料のしくみについて

国保における保険料とは、**基礎賦課分・後期高齢者支援金分・介護納付金分**を合算したもので、被保険者の年齢に応じて負担区分が変わっていきます。基礎賦課分については被保険者全員が負担し、医療費の財源として組合が運用しています。後期高齢者支援金分と介護納付金分については組合で徴収した後、国へ納め、各制度の財源として運用されていきます。



年齢	6歳未満	6～39歳	40～64歳	65～74歳
負担区分	基礎賦課分			
	後期高齢者支援金分			
			介護納付金分	

- **基礎賦課分** … 病気やケガをしたときの医療費の財源となる保険料
- **後期高齢者支援金分** … 後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険料
- **介護納付金分** … 介護保険制度を支えるための財源となる保険料



**令和4年度より保険料が上がります。
ご理解・ご協力をお願いします。**

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。